

岐阜県立大垣南高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条
- 第 2 条
- 第 3 条
- 本会は岐阜県立大垣南高等学校同窓会と称する。
- 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力する事を目的とする。
- 本会は事務局を岐阜県立大垣南高等学校に置く。

第 2 章 会 員

- 第 4 条
- 第 5 条
- 第 6 条
- 第 7 条
- 本会々員は次の通りである。
- 名 誉 会 員 岐阜県立大垣南高等学校旧・現職員及び特別に縁故のある者。
- 会 員 岐阜県立大垣南高等学校を卒業した者及び在学した者で評議員からの推薦により理事会で承認を得た者。
- 賛助会員 岐阜県立大垣南高等学校同窓会活動に理解のある個人又は法人。
- 本会員で本会の体面を汚す行為があった時は、理事会の議決によって除名することがある。
- 退会除名その他の事由の如何を問わず入会金及び会費は一切返還しない。
- 本会員は転居・勤務等通信先の変更及び改姓の時は、その都度本会事務局宛に連絡しなければならない。

第 3 章 役 員

- 第 8 条
- 第 9 条
- 第 10 条
- 第 11 条
- 第 12 条
- 第 13 条
- 本会に次の役員をおく。
- 名 誉 会 長 1 名
- 会 長 1 名
- 副 会 長 3 名
- 理 事 10 名～ 20 名
- 監 事 3 名
- 評 議 員 若干 名
- クラス委員 若干 名
- 役員の選定方法は次の通りである。
- 名 誉 会 長 岐阜県立大垣南高等学校校長を推薦する。
- 会 長 理事会において会員中より選出し、総会の承認を得て就任する。
- 副 会 長 理事会において選出し、総会の承認を得て就任する。
- 理 事 理事会において選出し、総会の承認を得て就任する。
- 会長は更に理事の中より専務理事及び常務理事を委嘱する。
- 理事に欠員のある場合は会長が職務代行者を置き、次回の理事会及び総会で承認を得る。
- 監 事 理事会において選出し、総会の承認を得て就任する。
- 評 議 員 会員中より卒業年次毎に2名宛選出する。
- クラス委員 会員中より卒業時のクラス毎に1名宛選出する。
- 役員の任期は次の通りである。
- 会長・副会長・理事 各2年、 監事 1年、 ただし再任は妨げない。
- 評議員及びクラス委員の任期は別に定めない。
- 役員の主な職務は次の通りである。
- 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- 副 会 長 会長を補佐し、会長に支障のある時は、その代理をする。
- 理 事 会長を補佐して会務の企画運営にあたる。
- 専務理事は常時会を処理し、常務理事はこれを補佐する。
- 監 事 会務及び会計を監査する。
- 評 議 員 本会の重要事項を確認する。
- 会長は会員以外で、本会に対し関係の特に深い者、又は本会の発展に格段の寄与をした者を評議員会の承認を得て顧問に委嘱することができる。顧問は会長の諮問に応ずる。

第 4 章 会 議

- 第 14 条
- 第 15 条
- 第 16 条
- 理事会・評議員会は会長がこれを招集する。
- 理事会は、会長・副会長・理事をもって組織し、本会の事業 及び 次の事項を議決する。
- 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
1. 役員の選出。 2. 予算案の承認。 3. 決算案の承認。 4. 会則変更案の承認。
5. その他の重要事項。
- 評議員会は、評議員をもって組織し、理事会の議決を確認する。

第 5 章 総 会

- 第 17 条
- 第 18 条
- 第 19 条
- 総会は毎年1回開く。ただし会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
- 総会に付議すべき事項は次の通りである。
1. 役員の承認。 2. 予算の承認。 3. 決算の承認。 4. 会則変更の承認。
5. その他の重要事項。
- 総会は会長が招集し、司会する。総会における議決は出席会員の過半数をもって決する。

第 6 章 事 業

- 第 20 条
- 本会の目的を達成するために行う事業は次の通りである。
1. 総会の開催。 2. 会報の発行。 3. 会員名簿の作成。
4. 岐阜県立大垣南高等学校在校生に対する指導援助、その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第 7 章 会 計

- 第 21 条
- 第 22 条
- 第 23 条
- 本会の経費は会費、寄付金をもって充てる。
- 本会の会計は次の通りである。
1. 会員及び賛助会員は会費・賛助会費及び入会の際入会金を納入するものとする。
2. 入会金、会費の額及び納入方法は総会で定める。
3. 入会金は、その一部を総会の決議を経て本会の基金として積み立て、その取り扱いについては総会の議決を経なければならない。
4. 会計事務は、学校事務長に委嘱する。
- 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第 8 章 支 部

- 第 24 条
- 本会の支部は次の通りである。
1. 各地方在住の会員は会長の承認を得て、支部を設けることができる。
2. 支部の状況は年1回以上本部に報告しなければならない。
3. 支部の経費は、その支部の負担とする。

第 9 章 会 則 の 改 正

- 第 25 条
- 本会の会則は総会の決議を経なければ改正することができない。

第 10 章 付 則

- 第 26 条
- 第 27 条
- 第 28 条
- 第 29 条
- 第 30 条
- 第 31 条
- 本会則は、昭和25年4月より施行する。
- 本会則は、昭和48年8月より改正施行する。
- 本会則は、昭和55年8月より改正施行する。
- 本会則は、昭和58年8月より改正施行する。
- 本会則は、昭和62年8月より改正施行する。
- 本会則は、平成25年8月より改正施行する。